

「A I を活用した外国人旅行者の旅行動向分析事業」業務 受託事業者選定要領

1 趣旨

この要領は「A I を活用した外国人旅行者の旅行動向分析事業」業務に係る提案企画の審査及び受託事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 選定機関

提案企画の審査及び受託事業者の選定は、「A I を活用した外国人旅行者の旅行動向分析事業」業務受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3 評価対象項目および配点

評価対象項目および各項目の配点は次頁のとおりとする。

	評価対象項目	配点
1 実施内容 (計 65 点)	<p>(1) AI 音声翻訳機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対応言語 <ul style="list-style-type: none"> ・各観光案内所を訪れる外国人旅行者に十分対応できる言語であるか。 ○翻訳精度 <ul style="list-style-type: none"> ・観光案内所スタッフと外国人旅行者の会話が、長文でも途切れることなく、正確かつリアルタイムでテキスト化・翻訳できるなど、高精度なものであるか。 ○表示端末の仕様、操作性 <ul style="list-style-type: none"> ・各観光案内所運営スペースに見合った適切なサイズ・重量であるか。 ・誰もが簡単に操作できるものであるか。 ○インターネット環境 <ul style="list-style-type: none"> ・AI 音声翻訳機器の性能を最大限発揮できる通信環境を整備できるか。 ○周知の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・各観光案内所において、AI 音声翻訳機器を導入していることが旅行者に分かりやすく伝わる周知方法であるか。 ○情報管理 <ul style="list-style-type: none"> ・サポート体制、セキュリティ対策は万全か。 	30点
	<p>(2) 観光案内所利用者のニーズや最新トレンドの把握・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会話データ収集 <ul style="list-style-type: none"> ・観光案内サービスの質が低下しないよう、スタッフと利用者の負担が少ないデータ収集機器であるか。 ・外国人旅行者のニーズを的確に把握し分析できるよう、全ての会話がデータ収集の対象であるか。 ○会話データ分析 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人旅行者のニーズを県の政策に反映させることを念頭に置いた会話の把握、分析手法であるか。 ○周知の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・各観光案内所において、会話データの収集を行っていることが旅行者に分かりやすく伝わる周知方法であるか。 ○報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村等の地域にフィードバックすることを念頭に置いた旅行者ニーズやトレンドが的確に分析された分かりやすい報告書の作成ができるか。 ○市町村向け報告会 <ul style="list-style-type: none"> ・報告書の主要な結果や結論を分かりやすく伝える報告会ができるか。 ○情報管理 <ul style="list-style-type: none"> ・サポート体制、セキュリティ対策は万全か。 	35点
2 独自提案 (計 10 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的を達成するにあたり、独自性があり、効果的な提案となっているか。 	10点
3 業務実績 (計 5 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に類似の実績実務があり、経験豊富であるか。 <p>※実績は、国・地方公共団体に限らず、民間企業でも可</p>	5点
4 業務体制 (計 15 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な実施体制がとれており、全体フローが示されているか。 (グループの場合、構成員毎の役割や実施内容等が示されているか。) ・業務推進スケジュールが適切かつ具体的に設定・示されているか。 ・発注者からの依頼に臨機応変に対応できるか。 	15点
5 参考見積価格 (計 5 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・適切かつ費用対効果に優れた委託経費を算定しているか 	5点
合計		100点

4 評価方法

- (1) 委員会の各委員は、提出された企画書等及び説明内容を聴取し、「3 評価項目および配点」の項目ごとに、下表に基づいて評価・採点をする。
- (2) 事務局は、全委員の点数を合算し総合得点を算出する。

基準	5点満点	10点満点	15点満点	30点満点	35点満点
極めて優れている	5	10	15	30	35
優れている	4	8	12	24	28
普通である	3	6	9	18	21
不十分	2	4	6	12	14
極めて不十分	1	2	3	6	7

5 選定

- (1) 企画提案書の内容について、委員会を構成する委員毎に「4 評価方法」の配点に基づき採点し、委員得点の合計が180点以上（※1）であった者のうち、最も優れた提案を行った事業者を受託事業候補者とし、次に優れた提案を行った事業者を次点候補者として選定する。
※1 委員3名×（100点満点×0.6）＝180点
- (2) 上記（1）の結果、最高点が複数者あった場合は、委員会の協議により1者を受託事業候補者として選定し、次に優れた提案を行った事業者を次点の候補者として選定する。
- (3) 提案事業者が1者のみであった場合は、委員得点の合計が180点以上であることをもって、当該1者を受託事業候補者とする。
- (4) 県は、受託事業候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内である場合、当該事業者を契約の相手方と決定する。